

## ○大雪消防組合消防団の組織等に関する規則

〔昭和56年4月6日〕  
規則第2号

**改正** 昭和59年7月10日規則第2号 平成4年5月4日規則第2号  
平成5年4月1日規則第2号 平成10年3月23日規則第1号  
平成15年7月23日規則第1号 平成18年2月1日規則第1号  
平成18年3月6日規則第2号 平成19年10月18日規則第17号  
平成20年3月3日規則第2号 平成21年3月30日規則第3号  
平成22年3月31日規則第1号 平成23年7月22日規則第5号  
平成24年4月1日規則第3号 平成26年4月8日規則第14号  
平成28年3月28日規則第1号 平成30年2月19日規則第1号  
令和3年3月1日規則第1号 令和5年3月30日規則第2号  
令和7年3月31日規則第1号

（趣旨）

**第1条** この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級に関する事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 消防団に団本部（以下「本部」という。）及び分団を置き、女性消防団員を配置することができる。

- 2 本部及び分団に、必要に応じて部及び班を置くことができる。
- 3 分団の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

（階級）

**第3条** 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

- 2 消防団員の階級別定数は、別表第2のとおりとする。

（本部）

**第4条** 本部に団長及び副団長を置き、必要に応じて部長、班長及び団員を置くことができる。

- 2 団長は、消防団の事務を統括し、部下消防団員を指揮監督する。
- 3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 部長、班長及び団員は、それぞれ上司の命を受けて本部事務を処理する。

（分団）

**第5条** 分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

- 2 分団長は、上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
- 3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 部長、班長及び団員は、それぞれ上司の命を受けて分団事務を処理する。

（委任）

**第6条** この規則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第7編 消防団（大雪消防組合消防団の組織等に関する規則）

附 則（昭和59年7月10日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年5月4日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月18日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年3月3日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月22日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月8日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月28日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月19日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月1日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第1号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第7編 消防団（大雪消防組合消防団の組織等に関する規則）

別表第1（第2条関係）

団	分 団	区 域
美 瑛 消 防 団	第 1 分 団	中央一区、中央二区、東区、南区、西区、北区、原野区、大村区、北瑛区（一部を除く）、美田区（一部を除く）、五稜区、美園区、福富区、三愛区、水沢区、藤野区、置杵牛区、新区画区、明治区の一部
	第 2 分 団	美馬牛区、美馬牛市街地区、ルベシベ区、二股区、新星区
	第 3 分 団	旭区、北瑛区の一部、美田区の一部
	第 4 分 団	横牛区、朗根内区、俵真布区、忠別区
	第 5 分 団	明治区（一部を除く）、下宇莫別区、中宇莫別区、上宇莫別区、
	第 6 分 団	白金区、美沢区
東 川 消 防 団	第 1 分 団	中央地域自治振興区
	第 2 分 団	西部地域自治振興区
	第 3 分 団	第一地域自治振興区
	第 4 分 団	第二地域自治振興区
	第 5 分 団	第三地域自治振興区
東 神 楽 消 防 団	第 1 分 団	中央地区（中央10区・11区・12区を除く）、新栄町、栄町、かつら町、錦町、西町、東町、北町、つつじ町、南町、さくら町、旭町、緑町、新町
	第 2 分 団	東聖地区、ひじり野地区、中央12区
	第 3 分 団	忠栄地区、志比内地区
	第 4 分 団	中央10区・11区、稲荷地区、八千代地区
当 麻 消 防 団	第 1 分 団	市街地区（市街1区、2区、3区、4区、5区、6区、8区、9区）、中央地区（中央1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区）、東地区（東1区）
	第 2 分 団	宇園別地区（宇園別1区、2区、3区、4区）
	第 3 分 団	伊香牛地区（伊香牛1区、2区、3区）
	第 4 分 団	北星地区（北星1区、2区、3区）
	第 5 分 団	開明地区（開明区）
	第 6 分 団	緑郷地区（緑郷1区、2区、3区、4区、5区）

第7編 消防団（大雪消防組合消防団の組織等に関する規則）

比布消防団	第1分団	第1区、第2区、第3区、第4区、第5区、第6区、第7区、第8区、第9区、第10区、第11区、第26区、東町区、西町区、南町区、北町区、中町区、新町区、寿町区、緑町区
	第2分団	第12区、第13区、第14区、第15区、第16区、第17区、第18区、第19区
	第3分団	第20区、第21区、第22区、蘭留町区、第24区、第25区
愛別消防団	第1分団	本町、北町、南町、金富、厚生、伏古、協和
	第2分団	豊里、中央、中央町
	第3分団	愛山、愛山町
	第4分団	東町、愛別

別表第2(第3条関係)

区 分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
美瑛消防団	1	2	6	6	10	20	85	130
東川消防団	1	1	5	5	11	11	59	93
東神楽消防団	1	1	4	4	8	13	54	85
当麻消防団	1	1	6	6	8	14	74	110
比布消防団	1	1	3	3	4	8	46	66
愛別消防団	1	1	4	4	5	10	48	73
合 計	6	7	28	28	46	76	366	557

(~1220)